

令和 4 年

寒川町教育委員会会議録

10 月 定 例 会

日 時：令和4年10月20日（木）
午後1時35分 ～ 午後4時10分

場 所：東分庁舎第3会議室

出席者

<教育委員会>

教育長		大 澤 文 雄
教育委員	1 番	大 川 勝 徳
	2 番	小 川 雅 子
	3 番	布 谷 あけみ
	4 番	大 森 博 明

<事務局職員>

教育次長	内 田 武 秀
教育政策課長	高 橋 陽 一
学校教育課長	黄 木 悟
教育施設給食課長	水 越 豊
教育政策課専任主幹	押 味 亨
(兼)学校教育課専任主幹	
町民センター館長	別 府 拓 自
総合図書館長	岩 渕 麻 子
書記	千 野 あずさ

寒川町教育委員会定例会（10月）議事日程

1. 開 会
2. 前回会議録の承認
3. 会議録署名委員の指名
布谷委員 小川委員
4. 教育長報告
5. 社会教育施設報告
 - ①公民館報告（資料1）
 - ②総合図書館報告（資料2）
6. 委員報告
7. 議 事
 - 報告第 3 号 専決処分の報告について
 - 議案第16号 令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針について
8. 協 議
 - ①寒川町立小・中学校の適正化等について（資料3-1～3-4）
 - ②寒川町学校給食の管理に関する条例について（資料4）
9. その他
10. 閉 会

1. 開 会

(教育長)

それでは、皆さん、こんにちは。

ただいまの出席者は5名です。定足数に達していますので、これより寒川町教育委員会10月定例会を開会します。

本日の会議日程は、お手元に配付したとおりです。

なお、会議招集の告示の議案第17号については、関係部署との調整等の必要性が生じたことから取り下げるとともに、報告第3号を議事に追加しましたので、よろしくお願いします。

2. 前回会議録の承認

(教育長)

次に、前回定例会の会議録は、あらかじめ署名委員の署名がありましたので、承認されました。

3. 会議録署名委員の指名

(教育長)

また、本日の会議録署名委員は、布谷委員と小川委員にお願いします。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、よろしくお願いします。

4. 教育長報告

(教育長)

次に、私から教育長報告をします。

まず1点目ですが、大森委員の任命について、2点目は教育長職務代理者の指名について、3点目は旧広田医院国登録有形文化財登録へ向けた取組状況について、4点目は学校訪問について、5点目は小学校の運動会について、一旦ここで区切ります。次、6点目は学力向上について、7点目はいじめ・道徳教育について、8点目は外国語教育の推進について、9点目はICT教育の推進について、最後は支援教育についてということで順次報告していきますので、よろしくお願いします。

まず1点目の大森委員の任命についてですが、大森博明さんの教育委員会委員の任命について、令和4年寒川町議会第1回定例会9月会議において議会の

同意がありました。任期は、令和4年10月1日から4年間です。どうぞよろしくをお願いします。

何かあればお願いします。

(大森委員)

大森です。至らない点も多々あるかと思いますが、今後とも御指導のほどよろしくをお願いします。

(教育長)

よろしくお願いします。

(教育長)

それでは、次に2点目、教育長職務代理者等の指名についてです。ここで教育長職務代理者等の指名をします。これまで教育長職務代理者については大川委員にお願いしており、任期については、私の任期と合わせ令和4年10月31日末までとしていました。現時点では次の教育長について議会の同意等がなされていない状況であり、私の任期満了後、一時的に教育長が不在となる可能性もありますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、あらかじめ教育長職務代理者等を指名します。具体的には、お手元にお配りした資料のとおり、次の教育長が任命され、新たに教育長職務代理者が指名されるまでの間、教育長職務代理者については大川委員、教育長が指名する事務局の職員については内田教育次長を指名します。なお、このたび指名する職務代理者に事故あるときは、または職務代理者が欠けたときについては、資料に記載の順でその職務を行うものとしますので、よろしくお願いします。

それでは、3点目、旧広田医院国登録有形文化財登録へ向けた取組状況についてです。一之宮一丁目の寒川十字路に近接する旧広田医院については、令和元年度の専門家の調査により、町指定または国登録有形文化財相当との見解がなされ、文化財保護委員会でも登録を目指すことが了承されたことから、寒川町初の国登録有形文化財登録を目指しています。令和3年度には国登録申請のために必要な報告書を作成するとともに、新型コロナウイルス感染症拡大のために実施が見送られていた文化庁の現地視察が本年6月に実施されたところです。その後、6月の文化庁調査官の調査に基づいて出された意見に伴い、登録名称をこれまでの旧広田家住宅母屋から旧広田医院母屋に変更するとともに、門柱については壁部分も登録範囲とすること、また、それをもって国に意見を提出することについて、本年9月に開催された文化財保護委員会議会で説明、協議をし、了承を得たところです。今後は国登録有形文化財登録に向けてさらに手続を進めていきます。

4点目、学校訪問についてです。10月3日（月曜日）に寒川中学校で、6日（木曜日）に寒川東中学校で、教育委員会による学校訪問を実施しました。新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、昨年度同様、全体会の実施は

控えましたが、2時間目から4時間目までの授業を参観しました。また、午後の分科会は密にならないようにすることに配慮しながら実施し、指導主事等から各教員に授業改善に向けた指導助言を行いました。授業では、どの生徒も大変落ち着いた態度で授業を受けている姿が見られるとともに、当たり前にタブレット端末を活用しながら授業を進める様子があり、寒川町のGIGAスクール構想が着実に進んでいることを改めて実感することができました。今後、11月には、研究発表会として実施する旭が丘中学校をはじめとして、残りの3校も参観しながら、各学校の様子や特色をしっかりと見ていきたいと思います。

続いて、5点目、小学校の運動会について。10月15日、これは土曜日ですが、小学校の運動会が実施されました。今年度は天候にも恵まれ、大きなけがもなく、無事に実施されました。昨年度と同様、新型コロナウイルス感染症の感染防止を考え、種目数を精選して午前中の開催とし、随所に感染防止対策を講じながらの実施となりました。児童が楽しそうに競技や演技に取り組む姿はとてもほほ笑ましいものでした。緊急事態宣言の影響によって練習期間に制限があった昨年度と異なり、今年度は、事前の練習も含めて、充実した取組で体育的行事を実施でき、児童生徒の心身の成長につながったことは、各学校にとって大きな成果となっています。

まず、この5点で一旦区切ります。何か質問等ある方はよろしくをお願いします。

(小川委員)

前回の中学校の体育祭と同じく、マスクをつけていたお子さんが何人かいましたが、マスクを外して、風を切ってゴールを目指して走る姿や、リズムに乗って体を動かして、楽しそうなお顔を見られて、大変うれしく思いました。また、保護者の人数制限がなくなり、どの学校も大変にぎわっていました。寒小では学年のカラーのリボンをつけて、そのお子さんの学年の競技の時間になると、そのリボンの保護者が前でみられるようにするなど、先生方の工夫が見られました。寒小以外でも、アナウンスによって、何年生の保護者の方は前に来てくださいと周知するなど、密や接触の防止策する工夫がありました。また、前日雨であったため、水はけの悪い学校では先生方が遅くまでグラウンド整備をしたり、朝早くからテントの設営をしたりと大変そうでした。南小は砂が減り、スプリンクラーの一部がむき出しになっている所がありました。さらに水はけも悪いため、前日は遅くまで、そして当日は早朝から先生方が対応されたとのことで、先生方の負担にならないようなグラウンド整備をしてもらいたいと思います。以上です。

(教育長)

グラウンドの砂については、私達が現場にいたころは、砂場の砂をグラウンドに必要な分をまき、後で砂場に砂を補充することをしていました。ですから、砂は学校である程度の対応ができるようになっています。

また、グラウンドの水はけについては、普段から子どもたちがサッカーゴール前に集まることが多く、サッカーゴールのところが特に水はけが悪くなりやすくなります。ですから、私が現場にいるときは、雨が降ったら翌日に水がたまっているところに印をつけておき、雨が引いたらそこに砂をたっぷり入れていました。そうすると運動会のおきもほとんど支障なくできていました。総体的にはどこの学校もグラウンドのコンディションはよくできていましたよね。

他にいかがですか。

大川委員。

(大川委員)

私も感想になりますが、今日、来る途中で、寒川中学校が合唱祭で移動してくるところを見ました。わいわいやりながら、うれしそうに歩いていました。学校行事が普段に近い状態で行われているという事が、とてもうれしくなりました。

また、先日の小学校の運動会では、参観者の制限なしで行われました。小川委員が言っていたように、それぞれの学校でいろいろな工夫をしていました。そういう工夫を見ることができるのも、私たち参観している者の楽しみでもあり、ああ、先生方よく頑張っているなとか、子どもたちいいなとか、そういう感想を持ちました。何よりも子どもたちや先生方の笑顔や張り切っている姿が見られて、やはり運動会、あるいは合唱祭もそうなのですが、こういう学校行事はいいなと思いました。以上です。

(教育長)

今大川委員のお話のように、学校はこれまでできなかった様々な行事等が、通常に近い形でできるようになり、にぎわいが戻ってきた感じがしています。このまま、コロナが収束してくれるといいなと思っています。

また、今日の午後は寒川中学校の合唱祭が、明日は旭が丘中学校、火曜日が東中学校の合唱祭が行われる予定です。どこか1校ぐらいゆっくと合唱祭を聴いてみたいと思っています。他にいかがでしょうか。布谷委員。

(布谷委員)

私も感想になります。繰り返しになりますが、運動会は、大げさでなく感動して涙が出ました。

午前中だけのプログラム編成は、大変であったと思うのですが、現場の先生方は、とても工夫していると感じました。

今後、様々な場面で、知恵を絞り効果的な教育内容にしていけるのではないかと思います。午前中だけでも色なく、すばらしい運動会であったと思います。

(教育長)

ありがとうございます。運動会で、徒競走のない学校もありましたね。それも、先生方がいろいろコロナ対策を含め考えた末での、一つの対応だと思えます。それぞれの学校が考えてやるというのは大事なことだと思いました。他にいかがですか。大森委員。

(大森委員)

今までPTAをやっていたので、寒川小学校の運動会しか見るのがなかったのですが、たくさんの学校の運動会を見ることが出来て、子どもたちの頑張りや、先生たちの苦勞が分かったというのはすごくよかったと思いながら、自分も元気をたくさんもらいました。ありがとうございました。

(教育長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次の6点目、学力向上についてです。新型コロナウイルス感染症について、第7波による新規感染者数が減少してきたことを受け、10月12日の町校長会を機に、新たな対応について周知し、各校とも徐々に通常の教育活動に戻りつつあります。特に、歌やリコーダーなど、これまで制限してきた感染リスクの高い活動も、感染対策に十分配慮し、段階的に対応を緩和しながら取り組むようになってきました。4月に行われた全国学力・学習状況調査の結果を受けて、今後の教育活動に生かすべく、町校長会でも教育委員会から説明を行うとともに、各校では分析を進めているところです。各校の傾向や今後の対策について、学年だけでなく、縦割りの校内研究で話し合いを行うなど、学校全体で、それぞれが自分ごととして分析をする様子が見られます。また、旭が丘中学校では、11月2日の町の研究発表に向けて、準備が大詰めを迎えているところです。学校を挙げての大きな発表となるため、学校全体として参加者を迎えるという意識を持ち、当日は代表授業となりますが、深い学びへの導きを中心に参観、協議を行っていく予定です。

次に、7点目、いじめ・道徳教育ですが、各校から大きないじめの案件はなしとの報告を受けています。学校行事を契機として、様々な体験を通して子どもたちの豊かな心を育む積極的生徒指導に力を入れていく時期となっています。中学校の体育祭・体育大会、小学校の運動会が終了しましたが、当日はもちろん、事前の練習から、体験的かつ児童生徒が相互に関係し合う取組を通して、子どもたちの様々な力を伸ばすことにつながりました。特に、中学校では、縦割りの取組を通して、体育祭・体育大会で培ったものは大きく、3年生を中心に心身ともに成長が見られ、学校としてよい流れになってきているとの報告もあります。

8点目、外国語教育の推進ですが、各校に派遣しているFLTは引き続き積極的に子どもたちと関わりながら、授業だけでなく、日常生活でも活躍する様子が見られます。旭が丘中学校では、今年度、県立総合教育センターに長期

研究員として派遣されている寒川町の教員が、外国語教育に係る実証授業を実施しています。なお、その研究成果は、年度末に全県に向けて発表され、還元されますが、その教員も派遣終了後、寒川町で外国語教育を推進する中心的存在となって活躍することを期待しているところです。

9点目、ICT教育の推進ですが、校内研究とも重なる部分もある学校もありますが、ICTの効果的な活用に向け、各教員が試行錯誤しながら研さんを積んでいます。特に、中学校を中心に、タブレットのない授業は考えられない状況にまで活用は進んできているようです。また、旭小学校では、校務分掌の中にICT推進委員会が組み込まれ、今後、タブレット端末の効果的な使い方の研究や校務支援システムの運営なども、さらに組織的に行っていく体制づくりを行っています。

最後、10点目、支援教育ですが、相談指導教室に通級する児童生徒や別室登校をする児童生徒など、それぞれの子どもたちに合った多様な学び方をしているとともに、中には、スクールカウンセラーと継続的に面談している生徒もいます。全体としては、時期的に長欠報告数は増えていますが、渋りぎみだった生徒が教室に入れるようになったケースも出てきています。支援を要する児童生徒の中には、家庭環境を要因としているケースも見られるため、児童相談所と連携したり、教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとも連携を取ったりしながら、引き続き多様な支援に努めていきます。

以上です。質問等ありましたら、よろしくお願いします。大川委員。

(大川委員)

学力向上についてです。今、教育長からお話がありましたように、各校が自分ごととして検討しているということ、今報告受けて、よかったなと思っています。当たり前といえば当たり前なのですが、こうやって検討することによってポイントをつかんで、そして、それを段階的あるいは系統的な授業につなげていくことが、学力アップにつながるとなっていると思いますので、ぜひこれからも続けてもらいたいと思います。

前回か前々回のこの定例会時に、タブレット端末を落としたり破損したりするようなケースが、全体の1%ぐらいあると言っていました。随分少ないと思っています。私のこれまでの経験でいうと、三、四十人のクラスで、破損等で持ってくる子が、少なくとも1人はいます。これから、使用回数や場面が多くなるにつれ、もう少し増えていく気がします。もちろん子どもたちには大切に使うよう指導してもらいたいのですが、そのフォローをよろしくお願いします。以上です。

(教育長)

タブレット端末については、後で押味専任主幹に説明させます。

私からは、全国学力・学習状況調査について説明します。結果は結果として

しっかりと受け止めて、それぞれの学校で分析等をしているところです。

もちろん教育委員会で分析したものを今後議会等において報告していく予定です。テレビ放送等で見た方もいると思いますが、学力が全国でトップの県は全国学力・学習状況調査に向けて、他の授業に影響が大きく出るほど、対策をしていたそうです。寒川町はそういうことは一切していません。普段の授業の中でしっかりと基礎・基本をつけながら授業改善を図っています。ですから、全国学力・学習状況調査に向けた対策を特段取らなくても、寒川町では一人ひとりの先生方がしっかりと子どもが力をつけられるように取り組んでいます。小学校は、テスト問題に慣れていないこともあり、結果として全国平均等より低めに出ていることもあります。しかし、それが中3になると、ほぼ全国平均並みの点数が取れているということは、それまでにそれなりに力をつけてきているのだと思います。今、寒川町で取り組んでいる授業改善、いわゆる主体的で多様的で深い学びを進めることで、少しずつ子どもたちが力をつけていると思っています。これからの子どもたちは、タブレット端末等を使い、インターネットから多くの情報を得ることができます。そういったことから、単なる知識を覚えるという事ではなく、自ら考え、様々な課題に直面したときに自分で解決していけるような力を将来に向けてしっかりとつけていかなければならないと考えていますので、私は、寒川町の取組、方向性は間違っていないと思っています。

黄木課長、補足説明はありますか。

(学校教育課長)

大川委員が言っていたように、自分ごととして捉え、分析した後にそれをまたフィードバックしていく、PDCAを回していくことが大事だと捉えています。最前線に立つ先生の一人ひとりが授業改善しなければ、全国学力・学習状況調査をした意味がないと思いますので、調査を生かし、一人ひとりが自分ごととして捉えて指導に生かすことができているというのは、とてもうれしいことだと私は捉えています。以上です。

(教育長)

タブレット端末関係について、押味専任主幹より補足説明をします。

(教育政策課(兼)学校教育課専任主幹)

タブレットの故障が少ないことについては、学校現場で丁寧に扱うように指導をしっかりとしています。また、iPadは、他の端末よりも故障率が低いというデータも出ていますので、そもそも壊れにくいという性質もあります。

先ほどの1%というデータは、昨年、2021の故障数ですので、今年度については、使用頻度があっているため、場合によっては故障率が上がる可能性も考えられます。しかし、町では、自然故障や物損故障に対応できる保証に入っていますので、子どもたちや先生方が安心して使えるような形で整備を進めて

います。

(教育長)

他にいかがでしょう。布谷委員。

(布谷委員)

学力向上についてですが、全国学力・学習状況調査の分析を各学校で行い、それを基に対策を立てるのだと思いますが、寒川町はコンパクトな町なので、各学校だけではなく、各学校が連携し、取り組めると良いと思いました。

基礎はいつの時代でも大事で、それが基本になって応用力につながると思います。以前、各学校で、スローガンのようなものがあつたと記憶しています。昔っぼいかもしれませんが、生活の基盤から、日々子どもたちの生活の、早寝早起き朝御飯といった簡単なスローガンで、いつも何かを意識して、町全体で上げていくようなことができるといいと思いました。

(教育長)

横の連携ができるところはしっかりやっていく必要があると思っています。

11月の校長会で、それぞれの学校の取組や、分析結果等を持ち寄り協議をしますので、その中で他の学校の参考になる部分を各学校で取り入れていくことも可能ですので、今の布谷委員さんの意見は、本当に貴重なものだと思います。

また、教育委員会の分析も終わっていますので、それらも含めて各学校に様々な支援等をしていかなければならないと思っています。

私や布谷委員が現場にいる頃は、分析は担当学年の担任に任されていました。が、現在は、全員が関わって分析、あるいは対応等について考えていますので、今後、前進していけるとと思っています。

他にいかがでしょうか。小川委員。

(小川委員)

同じ話になりますが、全国学力・学習状況調査に向けて、他の授業に影響が大きく出るほど、対策をしているという14日のニュースを見て、本当にそうだったのかと、衝撃が走りました。以前から大澤教育長は、テストのための対策はすることはよくないと言っていたので、このことだったのかと、そのときに本当にすっとん理解しました。

ニュースとなった県の小学校の先生への取材では、テストの対策を、朝の自習の時間や、観察の時間などの隙間の時間を利用し、10時間程度をテスト対策に充てていたとのことでした。

観察や体験、読書の時間などがテスト対策に用いられることが、子どもにとってのどのような弊害になるかということ、探究心が育たないということであるため、結果、やる気が出てこない、興味が湧かないといったことになってしまうと考えられます。

学力テストの大事なところは、皆さんが発言しているように、分析して、今後の授業改善につなげていくということだと思うので、そういった部分を一生懸命進めていくことが良いと感じました。

(教育長)

ありがとうございました。他に意見等がありますか。大森委員どうぞ。

(大森委員)

先ほど教育長がされていた支援教室についてです。PTAの中では、大きな課題、悩みとなっているのは、不登校の問題です。大和市では教育委員会が市を挙げて不登校のお子さんに対して、使われていない小学校の教室を開放して、各中学校の不登校の子がまず1回学校に行ってみよう、給食がなくても、自由に食べられるカップラーメンが置いてあるなど、自由な雰囲気、学校に行くことが楽しいという環境を与えていこうじゃないかという取り組みをしているそうです。

また、不登校になっているお子さんの保護者の悩みも大きく、以前、不登校のお母さん同士が会話できる場を作っていこうという働きかけをしていたのですが、知り合いがいないと、どうしても1人で抱え込んでしまい、結果、子どもに当たってしまう、それが悩みだという声が多々出ていました。

教育委員会として、そういうところへの支援とまで言わないまでも、何か良い方向に導いていただければうれしいなと思いました。

もう一点、タブレットについてです。一人に対し一台を導入しているのですが、同時に機械を導入しているということは、当然ながら、買い換える時期も同じとなると思いますので、予算もしっかりと考慮されているのか伺えればと思います。

(教育長)

不登校の児童生徒については、コロナの影響も若干あるのかもしれませんが、登校渋りや不登校につながっているケースが増えています。中学校はほぼ横ばいですが、各学校それなりに不登校の生徒はいます。

大森委員の発言にあったとおり、不登校児童生徒に対してだけでなく、保護者への支援や対応も、とても大切です。不登校で一番困っているのは児童生徒本人で、その次に親や保護者です。

親というのは、子どもが学校に行けない状況を見ると、「何で学校に行けないの？」等、様々な心配をした結果、その子どもを追い詰めてしまう場合があります。そうすると、中には閉じ籠もって部屋から出てこられなくなる、あるいは家の中で暴れるとか。最悪の場合は精神的に治療を要する段階になり、立ち直ることが難しくなってしまう可能性もあります。不登校児童生徒の多くは、二十歳前後までにある程度、目標を見つけて立ち直っていくケースが多いので、そこまでいかにして親ごさんを支援していくかも大きなポイントになる

と思います。

寒川町には相談指導教室に専任の教員がいますので、私はその教員には必ず、「つながらない家庭が無いように」と伝えています。通っている児童生徒についてはいろいろな話ができますが、通えていない家庭については、何らかの形で連絡を取り、つながりを持てるように各学校に話しています。寒川町では、そういった児童生徒に対する組織や、体制はしっかりと取れていると考えています。この点について、黄木課長から補足説明をさせます。

黄木課長。

(学校教育課長)

不登校については、当町に限らず、全国的に重要な課題になっています。

もちろん登校できることが一番良いですが、国の考えも、学校に登校することだけではなく、多様な学びがあって良いという考え方も変わってきています。

しかしながら、できる限り登校してもらいたいという願いは教員も我々も持っていて、教室に入れないけど、学校に来やすくなるように、校長室や保健室や特別別教室を使って、にこにこルームというものをやっています。

これは県からの生徒指導の加配措置があり、それを活用した取組で、中学校でもそういった工夫もしています。

また、各家庭の孤立が懸念されていることについては、巡回相談員や教育相談コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、心理士、様々な支援が受けられるように配置しています。近年は町の心理士の需要が増えてきていますので、回数を増やしていくことも検討していきたいと思っています。そういった方々を中心に、児童生徒本人だけではなくて、家庭のサポートもしていくことが重要だと考え進めています。

(教育長)

タブレット端末については、押味専任主幹から説明させます。

(教育政策課(兼)学校教育課専任主幹)

タブレット端末の更新については、今後の具体的な指針等は国から示されていません。BYODといった形で家庭負担も検討の一つとしてあげられます。

学校現場ではタブレットの使用頻度が上がり、タブレットがないと授業が成り立たないという声もでています。まずは、国の動向を踏まえつつも、国からの補助が受けられない場合は、町としてどうしていくのか、計画をしっかりと立てながら、次回の整備に向け準備をしてまいりたいと考えています。次回の買換えが5年度後令和8年度くらいになると思われるので、寒川町の子どもたちによりよい教育環境がつかれるように整備していきたいと考えています。

(教育長)

これについては、国の動向を見守るだけではなく、国や県に対し、しかるべ

き時に、要望活動をしてまいります。よろしいでしょうか。

(大森委員)

ありがとうございました。

(教育長)

他に意見等がありますか。小川委員。

(小川委員)

支援教育のところで、先月、通級指導教室とことばの教室について説明がありましたが、新たな対策で、全ての新規採用の教員が10年目までに特別支援学校などでの指導を複数年間経験するというニュースがありました。

これまで慣例的にやってきている多くのことに加え、GIGAスクール構想や、先々月のがん教育といったものも含め、〇〇教育、〇〇教育と、子どものためにという名目で何でも積み上り、教員の皆さんは、本当に多忙を極め、大変なことになっています。

先ほどの学力もですが、結局、先生が大変になれば、最終的に子どものためにならないと思いますので、慣例的なものも見直して、省けるところは省き、子どもたちが伸び伸びと先生と触れ合える時間があるといいと思いました。それも不登校の改善につながることだと感じました。以上です。

(教育長)

採用後10年間の間に最低でも2年間程度は支援学級の担任をするという動きはあるのですが、義務ではなく努力義務となっています。全ての先生に経験してもらうことは難しいと思いますが、可能な限りそういう経験をすることでより指導の幅が出てくると考えます。いろいろな児童生徒への対応や仕方も変わるとしますので、そうした狙いがあるのだらうと思っているところです。

(小川委員)

先ほどの不登校の話についてですが、お子さんが一番つらいのですが、親も相当につらいことだと思います。寒川でもNPOで不登校のお子さんを持った保護者の方たちを支援している団体にお話を聞いたことがありますが、ぜひそういった団体につながれるといいと感じます。つらい日々を、1日でも短くできたらと思いますので、学校以外でも登校になるよ。大丈夫だよ。といったシステムが早く構築されるといいと願っています。

先生方が対応するだけではなく、できたらフリースクール、民間を活用し、子どもたちの教育が保障されていけるといいと思いました。

(教育長)

貴重な意見をありがとうございました。フリースクールなどについて黄木課長から説明をさせます。黄木課長。

(学校教育課長)

フリースクールとの連携というのは、教育課程に親和性の高い内容であり、校長が最終的に判断して、出席とみなすことができることになっています。ですので、そういった部分の門戸は開かれているということでこちらも認識しています。

また、NPOの団体については、茶話会という形で不登校の親御さんたちの横のつながりをつくっている団体があります。来週、私と情報交換を予定しています。まさにタイムリーなお話で、そういった連携もできる限り努めているところです。

以上です。

(教育長)

それでは、他に意見はありますか。大森委員。

(大森委員)

そういった組織や団体があり、それぞれ活動されていることは理解できているのですが、末端の保護者が知らない、伝わっていないという現状があります。PTAの町村ブロックでしゃべり場というものをしたのですが、不登校の保護者同士が、そこで知り合いLINE等でつながれたという状況を見て、寒川独自でやるべきではないかとPTA連合会で話していました。

PTAをしていても、そういうのがあるということを知らなかったものから、もっと伝達され、広がっていくとうれしいなと思いました。

(教育長)

PTA連合会等で取り上げてもらえると、8校全部のPTAにそういう内容が伝わるわけですから、周知の活動ができると良いと思います。必要があれば教育委員会も、どういう組織があるのかなど情報提供しながら相談に乗ることができると思いますので、ぜひ、進めていっていただきたいと思います。

(大森委員)

ありがとうございます。

(教育長)

他にご意見等ありますか。布谷委員。

(布谷委員)

先ほどの小川委員さんのお話にあったとおり、支援教育や不登校児童の子どもへの専門的なアプローチをするには、先生方はいろいろな勉強をする必要があります、もっと多忙になると思います。

的確な指導をするための知識を習得することも大事ですが、そうすることで、目の前の子どもたちへの一番基本的な声かけなどができなくなる、その余裕がなくなる恐れがあります。

まず、子どもたちには、学校に自分の居場所があるということを感じることが大切で、次に先生との対話、1日のうちに「今日は何々だね」等と1度はすべての子どもに声をかけてくれるだけでも、自分はこのクラスの一員だと再認識できると思うのです。多忙だと一番基本的な部分がなおざりになってしまう。先生たち大変だと思いますが、そういった事を大事にしてほしいと思います。

そして、不登校になってしまったら、その後のそういった組織や支援する仕組みを活用するわけですが、その前の、学校への行き渋りがなくなるような、日々のちょっとした子どもたちとのコミュニケーションを積み重ねていくことも大切だと思いました。

(教育長)

よろしいですか。

ありがとうございました。以上で教育長報告を終わります。ありがとうございました。

5. 社会教育施設報告

(教育長)

それでは、次に、社会教育施設、公民館、総合図書館からの報告をお願いします。まずは、公民館からお願いします。

別府町民センター課長。

(町民センター館長)

それでは、公民館から報告をします。

まず初めに、先月の報告資料から一部報告漏れがございました。各館の最初に記載している夏休みの学習室開放を、改めてのご報告ということで掲載しています。

それでは、9月に実施した主な事業について報告します。町民センターですが、「第10回さむかわ合唱祭」、こちらは3年ぶりの開催となりました。9サークルが参加しています。これまでの合唱祭では、来場者の案内や送り客の対応などを出演サークルに一部お願いしていましたが、今年は感染防止の観点から職員のみで行いました。こういった措置に対して出演サークルからは、歌に集中できたとの回答を複数いただきました。来場者の数も、出演サークルを含めて472名と、予想を上回る結果となっています。感染状況を踏まえつつ、

次年度も合唱サークルの発表の場となるように調整をしていきたいと思ひます。

続きまして、北部公民館ですが、「初心者麻雀教室」です。講師のパワーズさむかわ、こちらのメンバーが毎回丁寧に指導を行い、参加者も大変満足していました。4回の講座終了後も継続学習を希望する参加者が多かったため、講座終了後に呼びかけを行ったところ、新サークルを立ち上げて活動していくことになりました。北部公民館では既に北部マージャンサークルが活動しており、これに次ぐ2番目のマージャンサークルとなります。

続きまして、ページを1枚めくってもらひまして、新規事業の「インターネット被害者未然防止講座」です。こちらはNPO情報セキュリティフォーラムの2名の講師により、パソコンの実機を使ってネットトラブルを疑似体験し、具体例を見た上で、信頼できるサイトかどうか判断する力を身につけてもらひました。パスワードの設定方法が大変勉強になったなど、アンケート結果も好評でした。女性講師2人の説明がはっきりと聞き取りやすく、高齢者でも分かりやすい内容でした。当講座は、ネットトラブルへの問題意識が低いためか、当初、参加者が集まりにくい状況でした。講座内容がより伝わるような周知方法の工夫、これが今後も必要であると感じました。

続きまして、南部公民館の「気楽に中国料理」ですが、中国大連地方の過水麵の作り方を学びました。家庭にある材料で手軽に中国麵が打てることを知り、家で早速生麵を作りたいとの声が上がっていました。今回は参加者を通常の半分の6名にした上で、講師台での説明時にはアクリル板を置くなどのコロナ対策を実施しました。本場中国の麵作りを体験することで、参加者も食を通じて中国への関心を高めてもらえたのではないかと思います。

続きまして、11月の主な事業予定について報告します。11月、事業が大変多くなっています。町民センターでは12事業、北部、南部でも各5事業を予定しています。

町民センターですが、2つ目、新規事業です。今日お手元に机上配付させてもらひました中西立太原画展です。「中西立太展～歴史復元画巨匠の描いた鎌倉時代～」、こちらを開催します。当事業は、先週ですか、10月14日の毎日新聞の朝刊、神奈川版にカラー記事で掲載されています。中西画伯は、縄文時代から現代にわたる人々の暮らしを時代考証に基づきリアルに描いた、歴史復元画の第一人者です。今回の展示では、町にゆかりの梶原景時が生きた鎌倉時代、こちらの作品を中心に、各時代の代表作も展示いたします。

引き続いて新規事業です。「親子で楽しく学ぶ『恐竜の話』」ですが、町内在住の小・中学生と保護者を対象に実施します。日本で恐竜の化石が初めて発見されたのは1978年と、その歴史は意外に浅く、それまでは日本には恐竜はいないと思われていました。古生物学者で科学史家の矢島道子先生に講師をお願いし、日本で発見された恐竜と発掘の歴史について学びます。

新規事業の「TOKYO GLOBAL GATEWAY（東京都英語村）バスツアー」ですが、小学3年生から6年生を対象に80名の定員で実施します。日常の場面設定や

テーマに基づいて、現地外国人指導者によるオールイングリッシュの環境を体験します。グループ分けは事前オリエンテーションで行います。ツアー終了後に事後オリエンテーションで振り返りを行い、今後の英語学習につなげていきます。

最後です。南部公民館の「大（応）神塚古墳～近年の調査から寒川に唯一残った古墳を読み解く～」は、これまで開催してきた寒川の遺跡を学ぶ講座の3回目として、大神塚古墳の伝承や発掘の経過・現状について学び、地元への理解を深めます。講師は、町教育委員会の小林さんをお願いします。

公民館からの報告は以上です。

（教育長）

TOKYO GLOBAL GATEWAY、の応募数は何人ですか。

（町民センター館長）

六十四、五名だと聞いております。

（教育長）

高橋課長。

（教育政策課長）

全体で80名ですが、同行の保護者や、ボランティアを兼ねた方も一緒に行きます。館長からお話があったように、子どもたちも今70名近く、定員いっぱいぐらいの募集がありましたので、全体では、ほぼ予定どおり、80名近くのツアーということで、バス2台に分かれて乗って行く予定です。

（教育長）

分かりました。

今、館長のほうから様々な事業の報告等がありました。実績の報告にあわせ若干の課題もありましたが、今後は、その月ごとの成果や課題を明確にし、次年度に向けてこう改善して、このような事業をやっていききたいとか、この事業についてはもう今年度で終わりにするといったところまで踏み込んで、定例会で報告すると良いと感じましたのでよろしくお願いします。

また、教育委員さん方もそういう視点で、単なる内容の報告だけではなく、成果や課題、今後の方向性というところまで、ご意見いただくことも必要になってくると思いますので、よろしくお願いします。それでは、何か質問はございますか。布谷委員。

（布谷委員）

TOKYO GLOBAL GATEWAY は、昨年度は、教育委員会でやろうと言っていたと思いますが、今年は公民館が主体で実施するのですか。

(町民センター館長)

はい。昨年度は、教育委員会で実施する予定でしたが、コロナの感染状況を鑑みて、実施を見送られています。今回が初めてになります。

(教育長)

他にいかがでしょう。小川委員。

(小川委員)

町民センターの「さむかわ合唱祭」で、今まで出演サークルが運営を担っていた部分を、職員だけで対応したとありますが、人数が少なくてもできた工夫などがありましたら教えてください。

それから、シニアクラスの「防災講座」についてですが、結果・評価に記載されている、行政の意向やルールの不十分な点ですとか、各自が地域住民の一員として改善に取り組む必要性を話し合ったところがよかったと思いました。一石を投じるというか、自分ごととして考えられる、そういった講座を開いたのはよかったと思いました。

(教育長)

別府館長。

(町民センター館長)

これまでの合唱祭では、出演するサークルに来場者の案内ですとか、ドアの前で送り客の対応等をしていただき、運営してきましたが、今回は感染防止の観点から全て職員でやる方針に変換し、他館からも職員の応援を募り対応できました。

合唱サークルは歌に専念し、発表に身を入れてもらったほうがいいということも改めて気づくことができましたので、来年もできたら我々だけで運営したほうがいいと思っています。そこはまた改めて来年、各サークルとも相談した上で決めていきたいと思っています。

(教育長)

他にはいかがでしょうか。大川委員。

(大川委員)

「親子で楽しく学ぶ『恐竜の話』」、先ほど、小さなお子さんが掲示板を見ているのを拝見しました。恐竜が大好きな子どもは多く、家や学校で次のステップとして図鑑で調べるという事が期待できます。1つの恐竜の話から、次のステップ、次のステップとだんだんに行くような企画はとても良いと思います。ですから、ぜひこの講座が盛り上がることを期待して、これからを楽しみ

にしたいと思います。

あと、TOKYO GLOBAL GATEWAY についてですが、これはとてもいい体験ができる、今までなかった風が寒川に吹いてくる、とてもいい刺激になるのではないかと思います。今回は60から64名ぐらいのお子さんの参加ということなのですが、これからはやってくるのではないかと思いますので、継続、運営をお願いしたいと思います。

最後に「だがしや楽校」についてです。科学を身近なものとして感じられるのがこの「だがしや楽校」は、やっている自治体というのか、サークル関係は、幾つかありますが、まだまだ珍しいと思います。テレビなど見ていても、でんじろうさんなどが有名ですが、やはりそういうものを希望している方は非常に多いはずです。ですから、ぜひこういうものの継続をこれからも期待したいなと思いました。以上です。

(教育長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。布谷委員。

(布谷委員)

「気楽に中国料理」はとても楽しそうなのですが、定員が6名とあります。こういった調理を伴うものは6名が上限になってしまうのでしょうか。また、こういった講師の方かは分からないのですが、講師料を支払うとなると、6名だと単価的に見合うのかお聞かせください。

(教育長)

別府館長。

(町民センター館長)

調理実習は今までコロナで何年かできていなかったのですが、今年、再開することとなりました。通常の定員じゃ12ですが、用心して半分の定員で再開することにしました。今後は感染状況を見ながら元の定員に戻すタイミングを見計らっていきたいと思っています。調理の先生に関しては、本当の料理専門家ではなく、どちらかというと町内在住の知識を持った方をお願いしています。講師謝礼も規程があるので、そちらの金額でお支払いしています。

(教育長)

他にいかがでしょうか。

大森委員。

(大森委員)

皆さんとても精力的に頑張られているなと思って、頭が下がる思いでいっぱ

いです。さきほどの恐竜や中西原画展等、いろいろお話が出ている中で、岡田遺跡もそれなりにかなり有名らしく、私、寒川に住んでいると話をする、岡田遺跡の話が出てくることがよくあります。そういったものも取り上げてもらえたらうれしいです。少し話がそれてしまうかもしれませんが、公民館の利用率はほぼいっぱいになっているのでしょうか。

(教育長)

別府館長。

(町民センター館長)

ホールに関しては、毎日利用が入っているということではなく、土日に利用が集中していますので、平日は空いている日も、利用のない日もかなりあります。

学習室に関しては、利用率の高い部屋とそうでない部屋に少し分かれていますが、和室と調理実習室について、コロナで利用ができないということもありました。それ以外の会議室等に関して、かなり高い稼働率となっています。

(大森委員)

空いている日もあるということですね。

(町民センター館長)

あります。あと、時間帯により、夜間などはぐっと利用率は下がりますが、午前・午後は会議室に関しては平日であればかなり稼働されていることが多い状況になっています。

(教育長)

よろしいですか。それでは、次に、岩淵総合図書館長から報告をお願いしたいと思います。どうぞ。

(総合図書館長)

それでは、寒川総合図書館の9月の利用状況を報告します。

まず、1枚目にあります図書館の利用状況ですが、開館日数は、総合図書館は27日、南北分室は第3月曜日が休日だったために26日となっていて、来館者数は合計で1万8,895人となっています。2021年9月と比べると98.8%となっています。貸出点数は合わせて、こちらにあります、2万3,112点、2021年9月と比べると81.7%となりました。貸出数は前年度よりも伸びませんでしたが、来館者数はほぼ同じとなっています。

次のページにいきます。9月の主な行事、展示について報告します。

まず、展示については2点。

まず、YA展示、「〇〇めし!」というものを9月6日まで行いましたが、この期間中、あなたの得意料理、お菓子を教えてくださいという企画で、実際

に作った料理の写真を利用者の方から募集しました。募集したところ、9点が集まりました。写真を貼ったことで利用者の関心がさらに高まり、主婦の方や年配の男性の方が本を選んでという様子が見られました。料理本のほか、写真の上手な撮り方などの撮影法についての本も展示しました。これらの本は通常2階の書棚にあるため、頻繁に借りられるということにはなかったのですが、今回展示したことで利用者の手に触れる機会を増やすことができたと感じています。今後も2階にあるこれらの資料を1階で展示するなど、紹介を行っていきたいと考えています。

その下にあります「現役中学生おすすめの本」、こちらも9月6日まで行いましたが、こちらはYA向けの小説のほか、絵本や物語、自然科学の本など、様々な分野の本を図書委員の生徒さんが選んでくれました。期間中、YA世代と思われる子どもたちのほか、小学校高学年の児童が興味を持って見たり、またこのコーナーで大人の方の姿もありました。中学校との連携事業としてこのような展示を行いました。寒川中学校のほかの中学校でも今後行っていきたいと考えています。

次のページに移ります。(3)のその他、講座ですが、「回想サロン」というものを9月8日に行いました。昨今、認知症予防のために昔を思い出すことがよいとされていまして、今回は7名の参加がありました。それぞれ、子どもの頃の思い出やその当時の社会の様子など、様々なお話を聞くことができました。アンケートでは、参加した方々と共感でき、また、当時の、その時代の記憶を話す機会を与えられ、今と過去を比べるなど頭のよい体操になりましたとか、複数の人のお話が聞けて得るものがありましたなどの意見をいただきました。最後にさむかわ音楽ひろばさんのフルートとウクレレの演奏もあり、とても楽しんでいただけたかと思います。次回を望む声もありましたので、次回は昭和40年代の映像を使って、こちら「回想サロン」を開催したいと考えています。

続いて、図書館俳句ポストの投句状況ですが、9月については46句の投句がありました。また、7月に投句された中で、佳作が1句、入選が3句、全部で4句の自由句が優秀句に選ばれています。参考に1つ作品を読み上げます。

「鉄拳に残る爪あと稲光る」。今申し上げたものが佳作の作品となっております。

続きまして、10月の事業について説明します。

10月について、まずは展示、1点です。1つ説明しますが、複合展示、ひと棚展示というものを行います。ひと棚展示は、1棚ごとに12のテーマの展示を行います。8名のジュニア司書と図書館スタッフ4名がこの催事を担当します。8名のジュニア司書の方々には、9月中に行ったジュニア司書活動で、料理やスポーツ、クイズ、犬などテーマ決めを行ってもらい、またそのテーマに沿って展示する本を選んでもらいました。図書館に来た際には、このジュニア司書の展示、ぜひ見てもらいたいと思っています。

また、続きまして、次のページにあります講座について、「大人の朗読会」

というものを10月1日に行います。こちらはスタッフ3名が朗読を行い、朗読と朗読の合間にその朗読に合った曲をさむかわ音楽ひろばの方が演奏します。また、朗読会の終わりには、さむかわ音楽ひろばの方々が15分間演奏するという初めてのイベントを行います。朗読と音楽、両方で秋を感じてもらえればと企画しました。

その下にありますその他、「図書館まつり」というものを10月30日に行います。こちらは、スタッフ全員がその日出勤し、図書館の通常業務を行いながらも、ミニコンサートやワークショップ、ゲームやお話会などを行うというイベントです。ミニコンサートでは茅ヶ崎交響楽団やさむかわ音楽ひろばの方々の演奏を行い、ワークショップではマスカレードマスク作りやオリジナル通帳作り、バルーンアート、グリーティングカード作り、ひもしおり作りを行います。そのほか、ビンゴゲームやかるた大会、そしてボランティアによるお話を3階のルーフガーデンで行ったりということを考えています。ジュニア司書の方々にはクイズラリーや魚釣りなどのイベントの運営にも一緒に参加してもらい、そのほか、またそれぞれのイベントを楽しんでいきたいと考えています。日頃図書館を利用しない人に図書館を知ってもらうきっかけづくりとともに、このイベントを通して、コロナ禍で落ち込んでしまった来館者数、貸出数の増加につなげられるように、スタッフ全員の力を入れて現在準備しています。

以上となります。

(教育長)

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か質問等はありませんか。

大川委員。

(大川委員)

岩渕館長から、2階の本も幾つか1階で展示してみようという話がありました。同じようなことを私も感じていました。また、数日前から本・雑誌のリサイクルフェアをしています。今まで企画展示室で行っていたのを、入り口の付近に移動していますよね。見ていたところ、年配の方が楽しそうに本を選んでいるのです。今まで企画展示室で行っていたころは、すーっと見渡して、通過する方が多かったのです。あれだけ楽しそうに本を探せるというのは、場所を変えたことが、いい効果だと思いました。そういった工夫や、それによる利用者の変化などを見てもらうと、新たな展示の方法が見つかると思いました。

以上です。

(総合図書館長)

ありがとうございます。

(教育長)

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他に発言等ないようですので、これで社会教育施設の報告を終わります。両館長はここで御退席ください。ありがとうございました。

<両館長退席>

6. 委員報告

(教育長)

それでは、次に委員報告です。教育委員会を代表して出席等していただいた会議等の報告があればお願いします。報告はありますか。

<「ありません」の声>

(教育長)

特にないですね。

ないようですので、委員報告を終わります。

7. 議 事

(教育長)

それでは、これより議事に入ります。本日は報告が1件と議案が1件、提出されています。

まず、報告第3号「専決処分の報告について」、事務局から報告をお願いします。

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、報告第3号の関係です。こちらにつきましては、タブレット端末や液晶テレビなど、教育財産の取得に関する議案の内容について同意し、これを報告することについて、専決処分をしたことの報告です。

本件については、教育財産の取得に関する議案が上程されるに当たり、本議案の議会提出日である10月17日までに教育委員会を招集することができなかったため、専決処分をしたものです。

それでは、読み上げをもって報告とします。

報告第3号「専決処分の報告について」。寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則(平成15年寒川町教育委員会規則第6号)第3条第1項の規定に基づき別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告す

る。令和4年10月20日提出。寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

次ページを見てください。専決処分書です。

専決処分書。寒川町教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。令和4年10月11日。寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

1、事件名。財産の取得について（タブレット端末、液晶テレビほか）。2、専決処分の内容。財産の取得（タブレット端末、液晶テレビほか）について同意し、これを報告する。3、専決処分の理由。緊急その他やむを得ない事情により教育委員会を招集することができなかったため。

次のページを見てください。まず、こちらが議案第51号の内容です。

取得する物品については、寒川町立小学校及び中学校で使用するタブレット端末等でして、裏面に取得物品の一覧表があります。

取得金額につきましては767万8,000円、契約の相手方及び提案理由については記載のとおりです。

続いて、議案第52号の内容について、それぞれ説明します。

取得する物品については、寒川町立小学校及び中学校で使用する液晶テレビ等でして、裏面に取得物品の一覧表があります。

取得金額については1,630万3,320円、契約の相手方及び提案理由については記載のとおりです。

議案第51号及び議案第52号については、ただいま説明した内容で同意する旨、町長に報告したものです。

専決処分の内容については以上です。よろしくお願いします。

（教育長）

報告が終わりました。何か質問等ありませんか。よろしいですか。

これで学校もいろいろなものがそろってくるのかなと思います。特に小学校では大型モニターが教室に入ると本当に便利になるのではないかと思います。

よろしいですね。

それでは、他に発言等ないようですので報告第3号「専決処分の報告について」を終了します。

次に、議案第16号「令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針について」を審議します。

事務局から提案説明をお願いします。

黄木学校教育課長。

（学校教育課長）

それでは、議案第16号をご覧ください。読み上げをもって提案とさします。

議案第16号「令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針について」。令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中

学校県費負担教職員の人事異動基本方針を別紙のとおり定める。令和4年10月20日提出。寒川町教育委員会教育長、大澤文雄。

提案理由。地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第25条第2項の規定により、寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動の基本方針について提案する。

それでは、1枚めくってください。次にありますのが、寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針の内容となっています。こちらも確認のため読み上げます。

令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針。寒川町教育委員会。寒川町教育委員会は、学校の適正な運営を確保することにより、教育本来の目的を達成するため、人事異動にあたっては、次の事項を基本として、関係者の積極的な協力のもとに、教職員の適正な配置に努めるものとする。1、適材を適所に配置すること。2、教職員の編成を刷新強化すること。3、全町の視野に立って、広く人事交流を行うこと。

補足説明をしますと、人事方針については、神奈川県教育委員会から示された神奈川県公立学校教職員人事異動方針を受けて、令和5年度の人事異動が円滑に行われるように定めるものです。基本事項は3点ありまして、県のものと同様ですが、3点目の全県の視野が全町の視野となっていて、そのほかは同じ内容、表現となっています。また、昨年度からの変更もありません。

なお、議案となるのは基本方針ですが、この基本方針に基づいて、次のページを見てもらうと、取扱事項があります。こちらについても説明しようと思いますので、見てください。寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針の取扱いについてです。

基本的な留意事項としましては、まず、（1）については、年齢構成や男女の構成比について、全く同じというわけにはいきませんが、可能な限りバランスを考慮して配置をしていきたいと思います。また、（2）について、学校長は学校の教育目標の具現化に向けて全力を尽くしてもらうわけですが、地域に根差した特色ある教育活動にも配慮していきたいと考えています。基本方針1、2とも関連するところです。続いて、（3）、（4）に関しては、特に先ほどの基本方針2に関連することです。（6）については、希望がある場合に異動対象とします。中学校の場合は、教科の関係で、希望がなくても声をかける場合もあります。（7）については、原則として対象とはしません。

また、2番のほう、配置換調書記入上の留意点についてですが、各学校長に依頼する配置換調書の記入上の注意となっています。寒川町においては、小学校は5校しかないため、第3希望まで、中学校については、3校しかないため、第2希望まで記入しています。また、以前勤務した学校への希望は避けることとなっていますが、特に中学校では学校数が少ないので、2度目の勤務となるケースも生じています。

以上で、寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動の基本方針について提案を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

(教育長)

説明が終わりました。何か質問等ありませんか。よろしいですか。よろしいですね。

特に発言等ないようですので、議案第16号「令和5年度（令和4年度末）寒川町立小中学校県費負担教職員の人事異動基本方針について」は、原案のとおりでよろしいでしょうか。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、本議案は原案のとおり決めます。

8. 協 議

(教育長)

次に、協議に移ります。案件は2件です。

初めに、寒川町立小・中学校の適正化等についての協議をします。事務局から説明をお願いします。

高橋教育政策課長。

(教育政策課長)

それでは、協議案件1点目、寒川町立小・中学校の適正化等の検討状況について説明します。

なお、資料の3-1から3-4までということにして、一通り説明したいと思いますので、少し説明が長くなりますが、御容赦いただければと思います。

まず、この関係、町の公共施設については、人口減少や少子高齢化をはじめとして、施設の老朽化や更新財源の確保等が課題となっています。こうしたことから、町の公共施設全体の将来を見据えた在り方を定めた、公共施設再編計画が令和3年3月に策定されて、町税の減収や社会保障費の増加、少子化の進行などを念頭に、公共施設の統合・複合化等を進めていくこととなっています。

その中で、学校教育施設については、現在の小・中学校8校から将来は6校への再編が適正と考えられると示されたことから、昨年度、寒川町立小・中学校適正化等検討委員会を立ち上げて、教育内容などのソフト面、校舎や設備などのハード面、そして財源面などを踏まえながらスタートして、これまで検討を行ってきています。

こうした中、町立小・中学校の適正規模や適正配置等の検討については、本年6月にそのための基本方針を策定して、現在はその方針に基づき、具体的な学校の再配置等について検討を進めている状況です。

それでは、資料3-1を見てください。こちら、「検討方法について」の資

料です。

記載のとおり、まず大きな1番については、学校配置の検討に係る基本要件を設定しています。

(1)としては、町の公共施設再編計画を踏まえて検討を行うということで、1点目として、町全体で8校から6校への再編、具体的には小学校4校・中学校2校の組合せによる配置を基本とするということと、②ということで、財政負担の視点ということで、新たな用地取得は難しいことから、既存の学校の位置を基本に検討を進めています。

それから、次の(2)につきましては、子どもたちの望ましい教育環境を整えるということで、バランスの取れた学校配置、適切な通学条件、適正な学校規模の3点を掲げています。

次の大きな2番では、検討方法と進め方ということで、こちらの想定される配置の案については、配置の条件を明確にするとともに、比較検討する際には段階を分けて進めていくこととしています。具体には、2段階に分けて、第1段階では、配置のバランスが取れているか、通学の距離が適正か、学校規模が過小・過大とならないかという3つの視点で、幾つかある候補から絞り込みをかけて、その後、第2の段階ということで、絞り込んだ案についてのメリット・デメリットを明らかにした上で比較検討を進めているという状況です。

それから、資料替わりまして、資料3-2を見てください。「学校配置候補比較表(第1段階)」ということで、A3の縦の資料になります。こちら、資料上段に、まず、左から、評価の項目、評価の理由、評価という欄がありますが、まず、配置のバランスというところについては、小学校については、南部・中部・北部にバランスよく配置されているかという項目に対して、されている場合には評価としては丸、そうではなくて、南部・北部のみの配置になる場合は評価としてはバツとしています。配置バランスの中学校については、南部と北部にバランスよく配置されているかという項目について、されている場合は丸、南部のみになる場合はバツとしています。次の通学距離について、小学校では、通学距離が2キロメートル以内になっているかという項目に対して、なっている場合は丸、ならない場合はバツとします。中学校についても、こちら、通学距離3キロメートル以内かという項目ですが、そういう場合は丸、3キロの円に入らない場合にはバツという評価の項目です。最後、学校規模については、小・中学校ともに、過小・過大にならない場合には丸、になってしまうおそれがある場合にはバツという当てはめの仕方です。

今申し上げた3つの視点でそれぞれ小・中学校を当てはめたもの、15パターンについて当てはめた結果が、資料に記載のとおりとなっています。このうち、全ての項目丸になるものについては赤で囲っています。①、④、⑪、⑭の4パターンでして、この4つが第1段階で絞り込んだ結果ということです。

それから、資料替わりまして、資料3-3を見てください。こちら、A4の横になるものですが、「配置パターン別検討比較表(第2段階)(案)」というものです。

こちらの資料の上段には、今申し上げた第1段階で絞り込んだ4パターンを記載しています。まずAパターンについては、8から6校に絞るということで、南小と東中がないパターンであります。Bパターンについては、一小と東中がないパターン。Cパターンについては、南小と寒中がないパターン。Dパターンについては、一之宮小と寒中がないというパターンです。

この第2段階においては、4パターンについて、さらに詳細な項目によって絞り込みをかけていくこととしています。この項目の内容については、本年6月に定めた基本方針で掲げた内容を基本としているというものです。

それから、各確認項目の内容や考え方については、お手元の資料の緑及び黄緑色で塗られている内容欄に記載のとおりです。それから、AからDの4パターンの各項目の調査結果については、結果という欄に記号、4つの記号ですが、二重丸、丸、白三角、黒三角の4つの記号を記入するということと、あと、それぞれの説明については、各パターンの共通する事項という欄が資料の中ほどにあるということと、あと備考欄には各パターンについての説明といたします。評価の内容が書いてあるという作りになっています。

もう一つ、最後です。資料3-4については、今申し上げた各項目について、どういう場合であればどの記号がつくのかという考え方を示すものになっていますので、こちらも参考にしながら、説明を続けさせていただきます。

それでは、資料は3-3に戻しまして、ナンバー1番からになります。まずナンバー1及び2については、第1段階で確認した検討内容を確認する項目です。小学校であれば1学年2学級以上、中学校においては1学年3学級以上であるかどうかを確認するものになります。こちらについては全てクリアできるということで、全パターン、各パターン全てで丸という結果になっています。

ナンバー3については、2040年時点での学級数について、1つの学校当たり25学級以上となる大規模校が発生しないかどうかという項目になります。こちら、いずれのパターンも、25学級以上になる、24学級以上超えることはないということで、全て丸となっています。

それから、ナンバー4については、第1段階での検討項目である通学距離を確認するものになります。小学校でおおむね片道2キロ以内、中学校については片道おおむね3キロ以内というもので、こちら、全てのパターンで丸となっています。

ナンバー5については、各学区における主要地点から学校までの距離ということで、具体的な通学距離に関する項目となります。こちら、A及びCパターンについては、学校の再配置によって通学の距離が現状の2倍近くになる地域が生じることが想定されるものの、小学校で片道おおむね2キロ、中学校で3キロ以内の枠内に収まるということから、評価の結果としては丸としています。その他のB及びDパターンについては、現状と比較して1.5倍近くになる地域が生じるものの、現在の南小学校の位置が町の南部地域の中央の位置に近いということで、小学校低学年の通学距離に配慮した立地条件と考えられる

ことから、評価としては二重丸としています。

次のナンバー6については、通学路の安全性に関するものです。こちらの各パターンに共通する事項については、記載のとおり、一部の地域で、交通量や歩道の有無などによって、通学路が遠回りとなることが想定されるとしておりますが、通学路交通安全プログラムに基づいて必要な対策を講じていくと。現在も講じていますが、引き続き続けていくこととなりますので、現状として大きな問題はないということで、全てのパターンで評価は丸としています。

資料の2ページを見てください。ナンバー7については、自治会からの協力や連携のしやすさに関する項目でして、全パターンともに、先ほど見ていただいたナンバー4で示すとおり、一定の距離の範囲内に収まっていることが共通事項となっています。このうちBパターンにつきましては、南西部の自治会については小学校へのアクセスが、南東部の自治会については中学校へのアクセスがやや遠くなります。また、Cパターンについてはその逆となることから、評価としては三角としています。また、Aパターンについては南東部の自治会からの小・中学校へのアクセスがやや遠くなり、Dパターンについてはその逆となるため、評価としては黒三角としています。

ナンバー8については、「地域とともにある学校」ということで、学童クラブや広域避難場所等の関係となりますが、各パターン共通事項ということで、現一之宮小学校または現南小に配置される学校の学童クラブに関しては、児童数が増えるため既存より大きくする必要があるとしています。パターンごとに見ますと、A及びCパターンについては、広域避難場所としては現南小学校に隣接する寒川高校があることから地域的なバランスは保たれるということで、また、Bパターンについては、広域避難場所としては地域的なバランスはよいということから、評価としては丸としています。Dパターンについては、広域避難場所としては、南西部に避難場所は未設置という状況となることで、地域的なバランスに欠けるということで、この場合は南西部に広域避難場所等の機能を持たせた施設等の設置が必要と考えられるということで、評価としては白三角としています。

ナンバー9については、既存の学校敷地の関係です。こちらは、現時点と将来的な2040年の推計の児童生徒数や学級数を用いて算出した、小・中学校設置基準で必要とされる面積を既存の敷地面積が全校上回っているということで、評価としては全て丸となっています。

ナンバー10については、既存の校舎や体育館等の関係です。各パターン共通事項としては、既存の校舎、体育館は、下限値としての面積基準である小・中学校設置基準を満たしているという点のほか、再配置によって影響の出ない学校にあっては、普通教室等の確保が十分にできる点を挙げています。また、各パターン別に見た場合、いずれのパターンでも、標準的な面積基準です——基準が2つあるのですが、標準基準である義務教育学校国庫基準に当てはめた場合には、その基準を下回る学校が一部あるものの、Aパターンについては、普通教室の数については、現一之宮小学校は、現状の普通教室数では不足が予

想されるものの、文化財学習センターを他の学校へ移設することによって、引き続き数を確保することができる点や、現寒川中学校にあっては、現状の普通教室数では不足するものの、他に使用している教室やスペース等を活用することで確保可能と想定されるということを踏まえ、評価としては白三角としています。Bパターンについては、普通教室については、現南小学校は、現状の普通教室数では不足するものの、ホール等他に利用しているスペースが多数あるため、一部改築により対応が可能と想定される点や、現寒川中学校にあっては、現状の普通教室数では不足するものの、他に使用している教室やスペースを活用することで確保可能と想定されることを踏まえて、こちら、評価としては丸としています。Cパターンについては、普通教室数については、現一之宮小学校は、現状の普通教室数では不足が予想されるものの、文化財学習センターを他の学校へ移設することにより確保することができる点や、現寒川東中学校については、現状のまま十分な教室数を確保することができることを踏まえ、評価としては白三角としています。Dパターンについては、普通教室数について、現南小学校は、現状の普通教室数では不足するものの、ホール等他に利用しているスペースが多数あるということで、一部改築で対応可能。また、現東中については、現状のまま十分確保することができるということで、評価としては丸としています。

3 ページ、見てください。ナンバー 11 番です。こちら、既存の建物においての多目的スペースや少人数教室等の状況や、校内 LAN の整備等、ICT 化への対応状況を確認する項目となっています。各パターンに共通する事項としては、校内 LAN 整備等の ICT 化については、現状でき得る対応はできているものの、ICT 化に対応した机やモニターの導入なども考慮し、校舎の建て替え等の際は普通教室の面積を現状より広げるなどの対応が必要と考えられるといった点や、再配置時に影響のない学校については、多目的スペースを十分確保できる点を挙げています。こちら、各パターン別に見た場合、まず A パターンについては、現一之宮小学校は普通教室確保のため、多目的教室等の不足が想定されるものの、文化財学習センターを他校へ移設することによって多目的教室等の確保ができる点や、現寒川中学校にあっては、他のスペースが多数あり、十分に確保できると想定されるということを踏まえて、評価としては白三角です。B パターンについては、現南小学校は普通教室確保のため、多目的教室等が不足するものの、その他のスペース等が多くあるため、改築等により確保できると想定される点や、現寒川中学校については、先ほど申したとおりの状況ですので、こちら、評価としては丸としています。C パターンについては、先ほど申したとおり、現在の一之宮小学校の状況とか寒川東中学校の状況を踏まえて、C パターンの評価としては三角としています。最後、D パターンについては、こちら、現在の南小学校の状況や寒川東中学校の状況を踏まえて、D パターンの評価としては丸としています。

それから、項目として、ナンバー 12 です。現状の利用状況を踏まえて、複合化等の余地について整理する項目です。こちらの共通事項ということについ

ては、再編時に影響のない学校については、2040年以降に想定する学級数以上の教室数があるため、複合化の余地があるといった点を挙げています。各パターン別に見た場合、まずAパターンについては、現一之宮小学校は、再配置後に必要な教室数を確保するため、文化財学習センターを他校へ移設する必要がありますが、複合化の余地は少ないといった点や、現寒川中学校にあっては、普通教室や多目的教室等を確保した上でも、なお他のスペース等があるため、複合化の余地があるといった点を鑑みて、これは評価としては白三角としています。それから、Bパターンについては、現在の一之宮小の文化財学習センターの他校への移設が必要ということになりますので、再編時に影響のない学校にあっては、文化財学習センターを受け入れることになりますと、複合化できるスペースが縮小するといった点があります。それから、現南小学校につきましては、再配置後に必要な教室数を確保するため、他のスペースを活用する必要があることから複合化の余地が少ない点、また、現在の寒川中学校にあっては、比べますと複合化の余地があるといった点を踏まえて、ただ、評価としては白三角としています。Cパターンについては、現在の一之宮小学校の状況ですとか、現在の寒川東中学校の状況を見て、普通教室や多目的教室等を確保した上で、なお他のスペースがあるという複合化の余地はありますが、全体的な評価としては白三角とこちらもしています。Dパターンも、現在の一之宮小学校の状況ですとか現在の南小学校の状況、また現在の寒川東中学校の状況等を鑑みて、こちらも評価としては白三角としています。

続いて、4ページを見てください。ナンバー13については、施設の使用目標年数を超過する時期と修繕、更新時期のタイミングの確認という項目です。基本的な考え方としては、校舎については基本的に鉄筋コンクリート造は建ててから60年経過するまで使うということが基本の考え方になりますが、長寿命化した場合には、60年としていたものを築後80年まで使うという考え方がまずあります。各パターンとも、再編スケジュール案を立てていますが、劣化度の進んでいる校舎等の改修や更新を優先的に行うことで、安全な利用が可能と考えられるという判断をしていますので、評価としては全て丸としています。

それから、ナンバー14番に移りまして、こちらは更新（建て替え）までにかかる費用を確認する項目となります。この中で、この14の項目については、さらに3つに分けています。まず、長寿命化を実施する場合、一部長寿命化を実施する場合、建て替えを原則とする場合の3つに分けています。まず、このうち、長寿命化を実施する場合については、こちらの町の公共施設総合管理計画というものがありますが、そこにおいて長寿命化することについて経済合理性が高いとされた——意味があるということだと思いますが——校舎等について長寿命化を実施する場合です。この場合にAからDの4パターンに共通する事項としては、全校舎を建て替えるまでに相当な期間を要すると。全部完了するまで、2068年頃までかかるという点と、基本的に1期当たり5年というスパンで原則見たいと思っていますが、1期当たりに行う建築工事件数や費

用の平準化を図ることができるのですが、コストについては最もかかってしまうという点があります。次に、一部長寿命化を実施する場合については、再配置する学校は原則建て替えることとして、その他の学校で長寿命化の経済合理性の高い校舎等について長寿命化を実施するというのが一部長寿命化のパターンです。この場合の4パターンに共通する事項としては、校舎の建て替えまでにかかる期間が多少短縮できる、2063年頃に完了できるという点と、一部長寿命化を実施することで、ある程度の建築工事件数や費用の平準化を図ることができる点が挙げられています。それから、3つ目の建て替えを原則とする場合については、再配置する学校を優先的に建て替えますが、その他の学校についても順次建て替えを原則とする場合です。この場合に、4パターン共通事項としては、原則建て替えを行うことで、2058年を目途に全校舎の建て替えを完了することができるといった点と、最もコストが安くなるものの、1期当たりに行う建設工事件数や費用については増大してしまうと。また、時期も、長い年月かかりますが、その前半期間に集中してしまうという点が共通事項として挙げられるものです。このうち、今見てもらっている4ページの評価結果の欄の記号については、一部長寿命化を実施する場合のものでして、別の資料、資料3-4の中のナンバー14にこの項目の基本の考え方が書いてあるのですが、Aパターン及びCパターンについては、一部長寿命化を実施する場合で比較した計画期間に関する総額が約200億円となるということで、評価としては丸としています。また、Bパターン、Dパターンについては、総額が約205億円となるということで、評価としては相対的に三角としているのですが、ここで示している金額については実はまだまだ精査が必要な状況でして、特に資料3-3の中では、設計費の欄も、まだ現状できていないというので数字が入っていません。当然のことながら、まだこの金額については町としてオーソライズされたものでは一切なくて、あくまでも費用の規模感をイメージしてもらうという目的で、参考値として示して、取り扱ってきていますので、この金額については独り歩きしないように、取扱注意でお願いできればと思います。

それでは、資料3-3の5ページをみてもらえればと思います。項目とありまして、ナンバー15です。こちら、公民連携による施設の建築ですとか管理運営が可能かどうかの確認項目ですが、共通事項としては、学校施設の公民連携に当たっては、何を複合化していくのかと併せて検討し、VFM(バリュー・フォー・マネー)なども確認の上、導入の可否について慎重に判断する必要がある点が挙げられています。それから、各パターンについての評価としては、施設の更新に当たり、町が直接整備する手法だけでなく、PPPやPFI等の公民連携による施設の整備も想定されることから、評価としては全パターンで丸としています。

それから、次のナンバー16については、跡地利用の可能性ということで、学校再配置の結果、学校が配置されない場所、未配置校となった学校敷地の活用・売却の見込みについて確認する項目です。まずAパターンについては、

未配置となる現南小学校と現寒川東中学校の敷地については、ともに市街化調整区域内に位置するということで、両校ともに、学校以外の利活用の幅が狭く、売却の見込みは低いということから、評価としては黒三角としています。Bパターンについては、未配置となる現一之宮小学校の敷地については、第1種住居地域に位置することから、比較的利活用の幅が広く、売却の見込みがありますが、現寒川東中学校の敷地については市街化調整区域ということで、利活用の幅が低く、売却の見込みも低いということから、評価としては白三角としています。それから、Cパターンについては、未配置となる現南小、こちらは市街化調整区域内に位置しますので、やはり活用の幅とか売却の見込みは低いのですが、寒川中学校については、第1種中高層住居専用地域に位置するということで、住居としての利活用は可能であるため、売却の見込みはあるということで、評価としては丸としています。Dパターンについては、未配置となる一之宮小学校については先ほど申したとおりで、寒川中学校についても活用の幅が可能であるということで、2校の敷地についてはともに利活用の可能性が高いということで、評価としては二重丸としています。

それから、ナンバー17については、17、18、19が新しい学校の形づくりの関係で、まず17については、小・中一貫の関係ですが、配置状況などから弊害となることなどないかということと比較する項目となっています。記載のとおり、町では小・中一貫教育の施設分離型を想定していますが、区分けとしては、北部地域と南部地域に分ける形の分離が適していると考えていて、中学校、小学校が近くにあるパターンが適切であると。AからDの配置パターンにおいては、どれも運営上における課題は見られないとしています。

続いて、ナンバー18については、コミュニティ・スクールの関係の比較項目となっています。こちらは、順次コミュニティ・スクールを設置予定であり、今後、小・中一貫教育の推進とともに、特に学校運営協議会の持ち方、これはいろいろなタイプがありますので、その検討が必要ということと、自治会と学区の関係性を考慮する必要性があるとしています。

ナンバー19については少人数教育でして、こちら、記載のとおり、今、国の施策によって、小学校については順次35人以下学級の導入が進められていますが、中学校については現段階では40人学級ということなのですが、今後を見据えて、いろいろ余裕教室とか教員の確保の関係を考えていかなければならないとしています。

6ページに移りまして、最後になりますが、今見ていただいた1番から19番まで踏まえた上での総括の項目が20番です。まずAパターンについては、現一之宮小学校は南部地域の中で比較的西に位置するため、東部地域からの通学距離が遠くなることが想定される。また、現寒川中学校の位置に現寒川中学校と東中学校の合体校を配置することで、南東部に学校が未配置となり、配置バランスに欠けますが、広域避難場所等については、寒川高校があるため、ある程度のバランスは保たれていると。しかし、未配置校を市街化調整区域の2校となるので、今後進めていく新しい学校の形を実現するための財源確保をす

ることができなくなる、難しいとしています。次に、Bパターンについては、現南小学校については、南部地域の中心に近い場所ということで、特に小学生の通学距離を考慮すると、バランスのよい立地と考えられる。また、現一之宮小学校の位置に学校が配置されなくなるものの、南西部に寒川中学校が配置されることで、南部地域における小・中学校の配置バランスについては保たれるということ。未配置校の2校の敷地については、1校が市街化区域であるので、跡地利用による財源確保が期待できますが、もう一方は市街化調整区域ということで、財源確保については半減すると。なお、跡地利用により財源確保した場合には、教育に特化した基金等の設立をすべきと考えられています。Cパターンについては、一之宮小学校の関係でして、こちらも、寒川東中学校を南東部に配置することで、南部地域における小・中学校のバランスについては保たれるということです。それから、未配置校の2校の敷地の関係ですが、こちらも一方が市街化区域、もう一方が市街化調整区域になるので、財源の確保という意味では半減することになります。それから、跡地利用できた場合については、教育に特化した基金等の設立をすべきとこちらのパターンでもしています。最後になりますけど、Dパターンですが、こちらも、現南小学校の関係があります。こちらについては、南部地域の中学校の再配置先を寒川東中学校というパターンになるので、特に南西部に学校と学校が担ってきた広域避難場所等がこの場合は配置されなくなるということで、地域間でのバランスを欠くこととなるので、そういった意味では、南西部に広域避難場所等の機能を持たせた施設等の設置が必要と考えられています。また、未配置校の敷地の関係については、こちらは2か所とも市街化区域内の場所となるので、跡地を活用することにより、今後進めていく新しい学校の形を実現するための財源確保をすることができるので、最後、締めくくりは同じですが、跡地の活用によって財源を確保した際は、教育に特化した基金等の設立をすべきと考えられています。

以上が、現在4つに絞り込まれています各配置パターンの内容です。

最後になりますが、教育委員会としては、今後、この配置の関係、考え方については、年明けの3月から4月にかけてパブリックコメントを実施する予定です。その前段では、年内に地域懇談会という形で、保護者や教職員の方、また一般町民の方を含めて、特に年齢制限ですとか居住要件は設けず、幅広く意見をいただく予定です。教育委員会としては、年明けのパブリックコメント等を経て、町長と協議もしてもらいながら、教育委員会としての案を固めていければと考えているところです。

説明、長くなりましたが、以上です。

(教育長)

ありがとうございました。

今日の提案内容は、教育委員さん方も現在の状況をしっかりと把握してもらい、今後、調査研究会を開催したいと思います。しっかりと検討を重ねて、方

向性を出していく必要があると思いますので、よろしくお願いしたいと思います。何か分からないところ等あれば、若干質問を受け付けますが、いかがですか。今日は特にいいですか。

それでは、後でしっかりと読んでいただき、不明点等は、次回でお願いしたいと思います。この定例会で、毎月このような形で皆さんにお伝えできるものは伝えていくように考えていますので、よろしくお願いします。

それでは、特に発言等ないようですので、寒川町立小・中学校の適正化等についての協議を終了いたします。

次に、ここで皆様にお諮りいたします。協議案件の2件目、寒川町学校給食の管理に関する条例については、今後、寒川町議会へ議案として提出される予定の内容が含まれる案件であり、現時点では提出前の内容であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、非公開での協議とすべきと考えます。いかがでしょうか。協議案件の2件目について、会議を非公開とすることに賛成されますか。よろしいですか。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、全員賛成ということですので、これより会議を非公開といたします。傍聴の方は、恐れ入りますが、退席願います。御協力ありがとうございました。

<傍聴者退室>

(教育長)

寒川町学校給食の管理に関する条例についての協議を終了します。

これで非公開とする案件が終了しましたので、非公開を解きたいと思えます。よろしいでしょうか。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、傍聴の方に入室していただきます。暫時休憩いたします。

<傍聴者不在・入室者なし>

(教育長)

それでは、会議を再開します。

9. その他

(教育長)

次にその他ですが、本日、案件はございません。

10. 閉 会

(教育長)

以上で本日の日程は全て終了しました。

ここで、次回定例会の期日を決めたいと思います。次回は11月21日月曜日、午後1時30分から、場所は役場東分庁舎第2会議室において開催ということでいかがでしょうか。よろしいですか。

<「はい」の声>

(教育長)

それでは、次回の定例会は11月21日月曜日、午後1時30分から、東分庁舎第2会議室において開催いたします。

これをもちまして、寒川町教育委員会10月定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

上記事項につき全委員確認し終了したので閉会を宣言した。

上記会議録の顛末を記載し相違ないことを証してここに記載する。

令和4年10月31日

教育長 大澤 文雄

署名委員 布谷 あけみ

署名委員 小川 雅子

会議録調製者 千野 あずさ

